年　　月　　日

**誓　　　約　　　書**

和歌山県知事　　様

　　　　　　　　　　　　　　　 　郵便番号

住所

氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

登録申請者及びその役員は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づく第一種フロン類充塡回収業者登録申請にあたり、同法第29条第1項各号の規定に該当していないことを誓約します。

（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第２９条第１項）

１　心身の故障によりその業務を適正に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

２　この法律の規定若しくは使用済自動車再資源化法の規定（引取業者（使用済自動車再資源化法第２条第１１項に規定する引取業者をいう。第７１条第２項及び第８７条第２号において同じ。）、第二種フロン類回収業者又は自動車製造業者等（使用済自動車再資源化法第２条第１６項に規定する自動車製造業者等をいう。以下同じ。）に係るものに限る。第５１条第２号ロ及び第６４条第２号ロにおいて同じ。）又はこれらの規定に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を行けることがなくなった日から二年を経過しない者

３　第３５条第１項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から二年を経過しない者

４　第一種フロン類充塡回収業者で法人であるものが第３５条第１項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前三十日以内にその第一種フロン類充塡回収業者の役員であった者でその処分のあった日から二年を経過しないもの

５　第３５条第１項の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

６　法人であって、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの